

キャリアタス UC 利用約款

「キャリアタス UniCareer」(以下「キャリアタス UC」といいます。)の利用に当たっては、キャリアタス UC を運営する株式会社ディスコに対し、以下の利用約款に同意していただく必要があります。

第1条 (約款の適用)

キャリアタス UniCareer (以下「キャリアタス UC」といいます。)利用約款 (以下「本約款」といいます。)は、株式会社ディスコ (以下、「ディスコ」といいます。)が運営する「キャリアタス UC」(次条の定義に従います。)の利用に関して、ディスコと契約 (以下「本契約」といいます。)を締結した事業者 (以下「事業者」といいます。)に対して適用されるものとします。

2. ディスコは、本約款に基づき事業者にキャリアタス UC にかかるサービスを提供するものとし、事業者は、本約款に定める業務を誠実に履行するものとします。

第2条 (基本用語の定義)

本約款において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

キャリアタス UC：ディスコが提供する、学生等を対象とした事業者の採用活動にかかわる、求人票・インターンシップ情報の配信および応募受付、学校等とのメッセージ送受信等の支援を目的とするインターネットウェブサイト (<http://corp.uc.career-tasu.jp/>)「キャリアタス UC」のことをいいます。

2. 学生等：キャリアタス UC を通じて事業者のインターンシップ情報および求人情報を閲覧する学生または各利用学校が定める卒業生等をいいます。卒業生には、就労体験者を含みません。

3. キャリタス就活 (プレサービスを含む)：ディスコが提供するインターネット上の就職情報提供サービスを指します。

4. キャリタス UC インターフェイス：事業者がキャリアタス UC を利用する際に会社情報または採用情報等の登録等の操作を行うシステムをいいます。

5. ディスコキャリアタス UC カスタマーサポート：ディスコが提供するサービスで、事業者からのキャリアタス UC の操作方法その他キャリアタス UC に関する問い合わせ受付を行うコールセンター組織をいいます。

6. キャリタス UC 使い方ガイド：ディスコが事業者提供、事業者がキャリタス UC を適切に利用するための操作方法・注意事項等キャリタス UC 利用上の諸規則・運用ルールの総称または当該運用ルールを記載した文書をいいます。

第3条（キャリタス UC の利用申込）

事業者は、キャリタス UC の利用にかかる申し込みを行う場合には、キャリタス UC の仕組みおよびキャリタス UC により提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、申し込むものとします。

第4条（契約の成立）

前条の事業者によるキャリタス UC の利用にかかる申し込みがなされ、ディスコの取引基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、ディスコによる承諾の意思表示が事業者へ到達したときをもって、ディスコと事業者の間に本契約が成立するものとします。但し、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、キャリタス UC を利用することができるものとします。なお、キャリタス UC の初回ログイン時に、画面上で本約款への同意ボタンがクリックされたことをもって、事業者本人が本約款に同意したものとみなします。

第5条（キャリタス UC の利用）

事業者は、キャリタス UC を利用するにあたり、キャリタス UC の目的および本約款に規定する事項およびキャリタス UC 使い方ガイドを遵守するものとします。なお、ディスコは、キャリタス UC 使い方ガイドにつき、自己の判断により事業者への通知をもって適宜変更することができるものとします。

2. ディスコは、事業者がキャリタス UC を利用するにあたり、事業者に対し、予めキャリタス UC 使い方ガイド、その他ディスコが必要と判断するキャリタス UC の機能・サービス内容の詳細・利用方法等についての資料を配布するものとします。

3. 事業者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) ディスコ、原権利者または第三者（応募者を含む。以下同じ）の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (3) ディスコまたは第三者に対して、誹謗・中傷または名誉を傷つけるような行為
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書きこむ行為
- (5) ディスコまたは第三者の財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- (6) 営利・募集目的の情報を掲載・配信する行為
- (7) 公序良俗に反する情報、広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、またはそれらに類する内容を含む情報を掲載・配信する行為
- (8) キャリタス UC の目的および本約款の規定に反する行為
- (9) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為

第6条（キャリタス UC 利用企業 ID ・パスワード）

ディスコは、本契約が成立した場合には、事業者に対し、キャリタス UC の利用にかかる ID ・パスワード（以下「ID 等」といいます。）を発行するものとします。

2. 事業者は、個人情報保護およびセキュリティ保持の必要上、ID 等について厳重な管理義務を負うものであり、第三者に ID 等を譲渡または、貸与もしくは開示等してはならないものとします。但し、事業者が事務処理の必要性から ID 等を業務委託先に使用させる場合には、ディスコ所定の手続きに基づきディスコの事前承認を得た上で、事業者の一切の責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、ディスコは何らの責任も負わないものとします。

3. ディスコまたは事業者の都合により ID 等を再発行する場合には、ディスコは、情報セキュリティの観点から事業者にかかる認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、ID 等の再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、ディスコが即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。

第7条（キャリタス UC へのインターンシップ情報および採用情報の掲載）

事業者は、事業者の会社情報、インターンシップ情報および採用情報等（以下「会社情報等」といいます。）を事業者の端末等からキャリタス UC に直接登録し、利用学校独自の審査を通過した場合に、キャリタス UC 上に掲載することができるものとします。この場合、事業者は、各利用学校の定める掲載基準（以下「掲載基準」といいます。）があることを予め承諾し、会社情報等を自己の責任と判断において適宜登録するものとします。

2. 事業者は、労働関係法令に対し遵守し、別途ディスコの定める労働関係法令違反に該当する企業でないことを宣誓するものとします。各利用学校は、事業者が一定の労働関係法令違反があったことが明らかになった場合には、掲載されている会社情報等の掲載中止をディスコに依頼できるものとし、ディスコは各利用学校の申請に基づき、掲載中止に相当する事実が確認できた場合には、会社情報の掲載を中止することができるものとします。なお、掲載中止になった場合にも、各利用学校およびディスコは何らの責任も負わないものとします。

3. 各利用学校は、事業者が会社情報等を登録した場合には、当該会社情報等の内容が各利用学校独自の掲載基準に適う内容であるか否かを審査することができるものとします。なお、各利用学校の諸事情により、事業者が予め希望する掲載日時までに審査の処理を行えない場合があることを事業者は予め承諾します。

4. 事業者が登録した会社情報等が掲載基準に反する場合または事実と反すると各利用学校が判断した場合には、各利用学校は、登録された会社情報等の掲載を保留し修正を求める権利を有します。この場合、事業者が当該会社情報等の掲載を希望する場合には、事業者は、掲載基準を満たした内容に修正の上、再度会社情報等の登録を行うものとします。なお、事業者が予め希望する日時までに掲載の処理を行えない場合でも、各利用学校は何らの責任も負わないものとします。

5. 事業者は、本条に基づき掲載された会社情報等に変更が生じた場合には、直ちに掲載情報に当該変更内容を反映させるものとします。

6. 掲載された会社情報等が掲載基準に反することまたは事実と反することが明らかになった場合には、各利用学校は、掲載されている会社情報等の掲載を中止し修正を求める権利を有します。この場合の当該会社情報等の掲載についても4項同様とします。

7. キャリタス UC に関する一切の著作権は、ディスコが有するものとします。但し、事業者または事業者から委託を受けた第三者が作成した原稿については、この限りではありません。

8. 事業者は登録する企業情報が、各利用学校の進路情報および求人情報の登録時など、各利用学校の任意により企業登録の必要が生じた際に、登録候補として企業情報が表示されることを予め承諾します。また事業者は、利用学校が希望した場合は、利用学校向けキャリタス UC サービスの範囲内に限り企業情報が利用されることを予め承諾します。

9. 事業者は、ディスコが、情報提供の多元化等を目的として、キャリタス UC 以外のウェブサイトまたは各種メディアにおいて、事業者のキャリタス UC 上の会社情報等の転載を行うことがあり得ること、および第三者が当該第三者のウェブサイトにおいて、事業者のキャリタス UC 上の会社情報等の掲載を行うことがあり得ることについて、予め承諾するものとします。

第8条（キャリアタス就活への会社情報の掲載）

キャリアタス UC に掲載される事業者の情報のうち、会社情報については、事業者が希望しかつ、ディスコの定める掲載基準を満たしている場合、事業者は会社情報をキャリアタス就活（本サービス）へ掲載することができるものとします。また、事業者は、キャリアタス就活（本サービス）への会社情報掲載実績企業としてキャリアタス就活（プレサービス）に当該会社情報が公開されることを予め了承するものとします。さらに、事業者が掲載を希望しない場合を除き、求人票を配信した学校の学生側表示画面に企業名およびアイコンを表示することを予め了承するものとします。

2. 掲載の終了について

- (1) 事業者がキャリアタス就活（本サービス）の有料サービスの契約をした場合
- (2) 事業者の申し出により掲載を中止する場合
- (3) ディスコの定める掲載基準に反している、または事実と反することが明らかになった場合
- (4) 事業者がキャリアタス UC の利用停止または契約解除を受けた場合

第9条（ディスコキャリアタス UC カスタマーサポートによるサービス）

ディスコは、ディスコキャリアタス UC カスタマーサポートにおいて、事業者のために事業者のキャリアタス UC の操作方法、その他キャリアタス UC に関する電話および E-mail による問い合わせ受付を行うものとします。ディスコキャリアタス UC カスタマーサポートの受付時間は、ディスコが別途定めるところに従います。

第10条（機密情報の目的外使用の禁止）

事業者は、キャリアタス UC の利用を通じて知りうるディスコの一般に公開していない情報（キャリアタス UC に関する情報・仕組み・ノウハウ・プログラムソース等を含む）の一切を第三者へ開示・漏洩もしくは事業者自らのために利用してはならないものとします。

2. 事業者は、キャリアタス UC の操作を第三者に委託する場合も本条項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。但しそれにより事業者の責を免れるものではありません。

第 11 条（保守作業等によるキャリアタス UC の運営の一時的な停止）

ディスコは、次の各号に該当する場合には事業者への事前の通知や承諾なしに、キャリアタス UC の一時的な運営の停止を行うことがあり、事業者は、これを予め承諾します。

- (1) キャリタス UC にかかるサーバーの保守またはキャリアタス UC の仕様の変更もしくはシステムの瑕疵の補修等を行う場合
- (2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立によりキャリアタス UC の運営が困難または不可能になった場合
- (3) 上記各号の他、ディスコがやむをえない事由によりキャリアタス UC の運営上一時的な停止が必要と判断した場合

2. 前項に定めるキャリアタス UC の一時的な運営の停止により、事業者が登録した会社情報等のキャリアタス UC 上への反映の遅れが生じた場合でも、ディスコは、何らの責任も負わないものとします。

第 12 条（インターフェイスの変更）

事業者は、ディスコがキャリアタス UC を取り巻くシステム環境の変化、キャリアタス UC のシステムにかかる瑕疵の修補、キャリアタス UC 利用上の不都合または多数の事業者からの要請等により、事業者への事前の通知なくインターフェイスを変更する場合があることおよび当該変更の結果変更後のインターフェイスとキャリアタス UC 使い方ガイドまたはキャリアタス UC 使い方ガイド内の表示等が異なる事態が生じることを予め承諾します。

第 13 条（約款の変更）

ディスコは、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の 1 か月以上前から適用開始日まで、変更条件をキャリアタス UC において掲載するものとします。

2. 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の掲載日より 1 か月以内に、書面にてディスコに対して通知しなければなりません。

3. ディスコが前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本利用は終了するものとします。

第 14 条（ディスコの機密保持義務および個人情報の取扱い）

ディスコは、事業者のキャリアタス UC の利用により、事業者がキャリアタス UC インターフェイスに登録した会社情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該事業者の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、ディスコは会社情報等および個人情報（JISQ15001 の定義に従うものとし、以下「個人情報」といいます。）をもとに当該事業者等の個人を特定できない形式による統計データ等を作成し、当該統計データ等につき、何らの制限なく利用することができるものとします。

2. ディスコは、事業者から管理を委託された場合、当該個人情報を機密として保持し、事業者の事前の書面による承諾なく、個人情報の複写、破壊、改竄、第三者への開示および漏洩、情報開示目的以外での利用を行いません。

3. 登録される事業者の会社情報のうち、代表者名については、キャリアタス就活会員への情報提供を目的として、他の企業情報と同様に、キャリアタス就活に掲載させていただきます。

4. 登録される事業者の個人情報（企業名、所属部署名、氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail アドレスなど）は、ディスコの〈個人情報保護責任者〉辰本友志（個人情報相談窓口 TEL：0120-77-5078（受付時間：月～金 10：00～12：00／13：00～17：00）、E-mail：privacy-madoguchi@disc.co.jp）が厳重に保管、管理します。また、下記の利用目的のみで使用し、予め本人の同意なく他の目的で利用することはありません。なお、事業者の個人情報のご登録は任意ですが、ご登録いただけない場合、キャリアタス UC のサービスが受けられない場合があります。

- (1) キャリタス UC 掲載用原稿などの内容に関するディスコからの問い合わせや連絡
- (2) キャリタス就活への会社情報の掲載
- (3) 採用に関するメールマガジンの配信
- (4) キャリタス UC 関連サービスの保守等の情報の提供
- (5) ディスコの各種商品・サービスのご案内の提供
- (6) 各種アンケート調査等の依頼
- (7) システム運用のサポート業務における顧客等および企業担当者情報の確認

※登録情報は、「企業情報管理」より随時、変更・追加ができます。登録情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加または削除および利用または提供の拒否等の問い合わせは以下にご連絡下さい。

<問い合わせ先>

株式会社ディスコキャリアタス UC カスタマーサポート

受付時間：平日 9:00～17:30

電話：0120-551-652（フリーダイヤルがご使用になれない場合 03-6635-6488）

E-mail：uc-corp@disc.co.jp

6. ディスコは、個人情報保護責任者を選定し、業務遂行上個人情報を取り扱うことが必要な従業者（ディスコとの雇用関係の有無を問いません。）にのみ個人情報を取り扱わせるものとします。

7. ディスコは、業務上必要な範囲内でのみ第三者に個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとします（以下、かかる第三者を「委託先」といいます。）。但し、その場合、ディスコは、本条におけるディスコの義務と同等の義務を委託先に負わせるものとします。

8. ディスコは、事業者から個人情報の管理体制についての報告を求められた場合、第三者の個人情報の秘匿性を害することがない方法および内容で、事業者に対して当該報告を行うものとします。

9. 以下の場合、ディスコは、個人情報を開示することができるものとします。但し、この場合においても、ディスコは、可能な限り個人情報の機密性の保持に努めます。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 15 条 (ディスクの免責)

事業者は、自己の責任によりキャリアス UC を利用するものとし、ディスクは、本契約もしくは、その履行およびキャリアス UC の利用に関して事業者につき生じた損害について、ディスクの故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、ディスクが責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ事業者の本契約に基づく支払済みの対価相当額を上限とします。

2. ディスクは、前項にかかわらず、第 14 条の義務に違反し、個人情報の帰属主体（以下「本人」といいます。）に損害を与えた場合には、本人に対する責任を負うものとし、事業者が本人からの請求に応じて損害賠償をした場合、その賠償金相当額を事業者に対して支払うものとし、事業者が本人からの損害賠償の請求を受けた後直ちにディスクに対してその旨通知し、ディスクに対して紛争解決にあたる機会を与えなかった場合はこの限りではありません。

3. ディスクは、天災地変その他不可抗力（ディスクの責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバーダウン等を含みます。）により生じた損失につき何らの責任も負わないものとします。

4. ディスクは、業務上通常要求される程度の合理的な措置をディスクが講じていたにも関わらず、事業者または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失（①ウイルスによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、②ハッキングによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、③プロバイダのダウン、④事業者の操作ミスによるデータの流出・損壊、採用機会の損失および誤った情報の掲載並びに⑤システム環境の変化による障害等のディスクの責によらないキャリアス UC にかかるシステムの瑕疵等を含みます。）につき、何らの責任も負わないものとします。

5. 事業者は、キャリアス UC の利用にあたって電子ファイルを添付する場合には、自己の責任においてウイルスチェック等を行うものとし、事業者の添付ファイルによって第三者に損害が発生した場合には、事業者は自己の費用と責任をもって当該第三者への対応にあたるものとします。

第 16 条 (権利義務譲渡の禁止)

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、ディスクの事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してならないものとします。

第 17 条（禁止事項）

セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等によりキャリアス UC に関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、ディスコはこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でもディスコは何ら責任を負わないものとします。

第 18 条（反社会的勢力との関係）

事業者およびディスコは、自己が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と何ら関係を有していないことを表明し、保証するものとします。

第 19 条（契約の解除）

ディスコまたは事業者は、相手方が次の各号に該当するときには、相手方に対し通知を行うことにより、即時にキャリアス UC の利用を停止し、本契約を解除することができます。

- (1) 本約款の規定または法令等に違反したとき
- (2) 相手方の信用を傷つけたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- (4) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
- (5) 事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
- (6) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- (7) 信用に不安が生じたとき
- (8) 事業を廃止したとき、または清算にはいったとき
- (9) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき

2. ディスコは、前項各号に定める事項の他、事業者が次の各号に該当するときには、緊急に対処する必要があるとディスコが判断した場合には事前に通知なしにキャリアス UC の利用を停止し、または事業者に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除することができます。

- (1) 前項各号に準じる事象が生じ、事業者の会社情報等を掲載することが望ましくないとディスコが判断したとき
- (2) 第三者（利用学校および学生等を含む）からの苦情または会社情報等を掲載停止の要請があったとき
- (3) 事業者に起因するトラブル等から利用学校または学生等の生命、身体、財産、名誉、

信用等を保護する必要があるとディスコが判断したとき

(4) 事業者が内定の取消または採用中止その他学生等の差別的な取り扱いまたは言動等、採用活動上望ましくない行為を行ったとき

(5) 事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことによりディスコがキャリアタス UC に会社情報等を掲載することが望ましくないとしてディスコが判断したとき

(6) その他ディスコもしくはキャリアタス UC の信用等に影響を及ぼす可能性があるとしてディスコが判断したとき

3. 事業者は、前 2 項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちにディスコに対する一切の債務を弁済するものとします。

第 20 条（合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（存続条項）

本契約終了後も、第 10 条、第 14 条、第 15 条、第 20 条、第 22 条および本条は有効に存続するものとします。

第 22 条（協議解決）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に限定されていない事項については、ディスコと事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

附則：2017 年 1 月 23 日作成

2018 年 2 月 13 日改定

【企業の方のお問い合わせ】

株式会社ディスコ キャリタス UC カスタマーサポート

TEL：0120-551-652（フリーダイヤルがご使用になれない場合は、03-6635-6488）

受付時間：平日 9:00～17:30

E-mail：uc-corp@disc.co.jp

別添：ディスコの定める労働関係法令違反に関する定義

<1. 労働基準法および最低賃金法に関する法令違反>

(1)過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、当該違反行為を是正していない。もしくは、是正してから6カ月が経過していない。

(2)違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、当該違反行為を是正していない。もしくは、是正してから6カ月が経過していない。

(3)対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、当該違反行為を是正していない。もしくは、送検後1年が経過していない。もしくは、是正してから6カ月が経過していない。

<2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係>

(1)対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、当該違反行為を是正していない。または、是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

<項目1および項目2共通>

求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- 1.労働基準監督署による是正勧告
- 2.雇用均等室による助言や指導、勧告

を受けており、その後当該違反行為を是正していない。または、是正してから6カ月が経過していない。